

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（単独））編（対象実需給年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	9	「1.4.1.2 容量停止計画の提出」について、提出の対象となる容量停止計画の定義について明確化いただきたい。実需給2年前の容量停止計画は、「供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間点検を対象としていましたが、実需給期間は実需給2年前の容量停止計画の対象に加えて、短期間の停止・抑制が発生する作業も追加で対象となるのでしょうか。	ご記載のとおりです。 「1.4.1.2 容量停止計画の提出」に対象となる容量停止計画を記載いたしますので、ご確認ください。
2	9	流れ込み式水力発電所について、上流の他社発電所停止に伴い運転に必要な水量を確保できず、やむを得ず発電所を停止する場合は「自然影響により、電源等の出力が停止または出力低下する場合」に該当するようご配慮頂きたい。	運用による発電機停止については、容量停止計画を提出する必要はございません
3	9	落雷等の予期せぬ系統事故により発電所を停止しないし出力低下せざるを得ない場合は、「自然影響により、電源等の出力が停止または出力低下する場合」に該当するようご配慮頂きたい。	落雷等の予期せぬ系統事故により発電所を停止しないし出力低下せざるを得ない場合においては容量停止計画の提出が必要となります。その際は、事故に起因する容量停止計画のみを事故発生日の翌日以降で良いので、遅滞なく提出してください。（この点は、安定電源についても同様となります。）
4	9	変動電源(単独)における容量停止計画の提出対象となるのは、実需給年度2年前に実施する容量停止計画の調整業務同様にアセスメント対象容量を下回るもののみが対象という理解でよろしいか。	実需給期間における容量停止計画は、アセスメント対象容量を下回る場合以外にも提出が必要となります。 「1.4.1.2 容量停止計画の提出」に対象となる容量停止計画を追記いたしますので、ご確認ください。
5	9	流れ込み式水力発電所について、「自然影響」には降雨等により河川濁水が生じ、設備保護のため発電所を停止する場合も含まれるようご配慮いただきたい。容量市場制度として、汚濁した河川からも取水し運転するように誘導するというのであれば、容量市場における入札ガイドラインに規定のコストに、リクワイアメント達成のために生じた修繕費用を追加して頂きたい。	ご記載のケースは「自然影響」によるものと考えますので容量停止計画の提出は不要です。
6	9	「ただし、自然影響により電源等の出力が停止又は出力低下する場合、容量停止計画の提出は不要です。」の記載について、安定電源の業務マニュアルにはこの記載がありませんが、変動電源（単独）だけの話なのでしょうか？安定電源も同様なのであれば、どちらにも明記するべきと考えます。	変動電源（単独）についてのみ、自然影響により電源等の出力が停止又は出力低下する場合、容量停止計画の提出は不要です。
7	13	容量停止計画の登録対象について定義していただきたい。年間計画時点では参考扱いで登録してほしいとのことだったが、実需給での扱いはどうなっているのか。全作業を登録するのか。	実需給期間における容量停止計画の対象は、電源等の維持・運営に必要な作業、および発電設備自体の作業停止等ではないその他要因(流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等)による電源等の停止または出力低下となります。 「1.4.1.2 容量停止計画の提出」の項目に対象となる容量停止計画を記載いたしましたので、ご確認ください。
8	16	ところどころに存在する(P)は特に理由がなく、削除となるか。P24 P39 P47 P70にもあり。	「(P)」は検討中の箇所を示しております。公表されるマニュアルにおいては、検討完了箇所については削除し、継続検討箇所については、別途ご周知いたします。
9	17	「①作業開始年月日」、「③作業終了年月日」は実需給2年度前の容量停止計画と同様、月毎の入力ということで良いのでしょうか。 (例 4/15～5/15の作業がある場合、5分分に登録するのは5/1～5/15。)	容量停止計画の登録(CSV一括登録)について、実需給2年前とは異なり、月を跨ぐ停止計画の分割は不要です。 なお、ファイル名に記載する実需給年度・対象月は作業開始年月をファイル名に記載してください。
10	17	(安定電源編にも同様の意見あり) 「⑤電源等差替ID」「⑥差替元電源等識別番号」の2項目は、2022年度に容量停止計画登録した際には存在しなかった項目ですが、今回追加されたのでしょうか？また、今後も項目が変更される予定でしょうか？事業者側のシステム化へも影響があるため、項目については早期に固めていただきたいです。	ご記載の2項目は、今回追加された項目になります。現時点で、さらなる項目変更は予定しておりません。（当該2項目は、2024年4月以降、「2年前の停止計画調整時」においても追加項目となります。）（10月25日先行回答分）
11	17	⑧枝番は、どのようなときに活用するものか。また、桁数などの入力制限はあるか。	複数号機ある場合の、号機の判別に使用します。電源等情報詳細情報画面の詳細情報一覧の枝番に合わせて入力してください。 (10月25日先行回答分)
12	18	系統制約等の容量停止計画が必要な場合、「⑨広域受付番号」はどのように記載するのでしょうか。（実需給2年前と同様、「zzzzzz」と入力するのでしょうか。）	広域受付番号については、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用ませんが、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る（「,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。 (10月25日先行回答分)
13	18	「⑩出力可能容量」は、本マニュアルによると、実需給でのアセスメントの算定には使っていないと思われるため、入力を省略することは可能でしょうか。	出力可能容量については、実需給2年前の容量停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。 (10月25日先行回答分)
14	18	「⑭登録区分」に「3：取消」があるが、実需給期間向けの容量停止計画は、CSV登録による取消が可能ということでしょうか。 (実需給2年前の容量停止計画は、CSV登録による取消が出来ないため確認させていただきます。)	ご記載のとおり、実需給期間向けの容量停止計画は、CSV登録または画面操作による取消が可能です。 (10月25日先行回答分)
15	18	⑩出力可能容量 は、変動電源(単独)では実需給年度2年前に実施する容量停止計画の調整業務同様に当該月のアセスメント対象容量を記載すればよろしいか。	出力可能容量については、実需給2年前の容量停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
16	18	⑭登録区分について、2年前に容量停止計画を登録する際は新規登録は1とされていたのに対し、実需給時は新規登録が4となるのは何故でしょうか？ 運用者目線では、同じ新規登録であってもシステム側で登録区分が異なっていると煩雑になるので、統一頂けないでしょうか。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。（10月25日先行回答分）
17	18	「CSVファイルは、txt形式で編集」と記載がありますが、拡張子を.txt形式に直すものと誤解してしまわないよう、「（メモ帳等の）テキストエディタで開いて編集する」ことを明記したほうがよいと考えます。 ※以降、同様の記載がある箇所はすべて同じ。	ご意見ありがとうございます。該当箇所は修正いたしました。
18	18	2年前の容量停止計画登録の際と同様に、複数電源の変更を1つのCSVファイルにまとめて提出することは可能でしょうか？ 可能であるならその旨と、その場合のファイル命名規則（一番上に記載されている電源の電源等識別番号を用いること）を明記頂けないでしょうか。	容量停止計画の一括登録CSVは複数の電源を一括しての登録が可能です。容量停止計画の一括登録CSVについて、複数の電源を一括して登録する場合、ファイル名に記載する電源等識別番号はCSVの先頭行の電源等識別番号を記載ください。本内容は業務マニュアルに反映いたします。（10月25日先行回答分）

No.	頁	ご意見	回答
19	18	⑤について、発電機停止を伴わない作業は作業停止計画を登録していないため広域受付番号の付与を受けていない。そのため、広域受付番号を持たない停止計画を容量市場システムに登録する場合はブランクで良いか。	広域受付番号については、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用しませんが、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。 (10月25日先行回答分)
20	18	⑥出力可能容量は、容量拠出分が低下した場合のみ登録可能で良いか。それとも、容量拠出分に関係なく出力可能容量の登録が必要となるか。 例) 1000MWの発電機で容量契約値が800MWの場合、900MWまで出力可能量が低下する作業の登録は必要か。	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。 なお、ご意見いただいた例においても容量停止計画の提出が必要となります。
21	18	①容量停止計画の一括登録CSVは複数の電源を一括しての登録が可能か。 ②複数の電源を一括しての登録が可能な場合、ファイル名に記載する電源等識別番号は一括登録対象の任意の電源を選択することで良いか。 ③ファイル名の枝番とは何か（任意の数字で良いか）	①容量停止計画の一括登録CSVは複数の電源を一括しての登録が可能です。 ②容量停止計画の一括登録CSVについて、複数の電源を一括して登録する場合、ファイル名に記載する電源等識別番号はCSVの先頭行の電源等識別番号（10桁）をファイル名に記載してください。 ③複数号機ある場合の、号機の判別に使用します。電源等情報詳細画面の詳細情報一覧の枝番に合わせて入力してください。 (10月25日先行回答分)
22	18	自流水水力の出力可能容量の算定方法を記載いただきたい。	出力可能容量については、実需給2年前の容量停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
23	20	容量市場システムから直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」を直接更新と記載がありますが、修正の対象は「作業開始日時」と「作業終了日時」のみということでしょうか。その他の項目は修正対象外なのでしょうか。	容量市場システムの容量停止計画確認・変更画面から直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」のみ修正可能です。 (10月25日先行回答分)
24	20	（安定電源編にも同様の意見あり） 「@@@作業開始日時」と「@@@作業終了日時」の更新・修正についてしか記載されておりませんが、⑤広域受付番号や⑥出力可能容量(kW)等の更新・修正は可能でしょうか？不可の場合、容量停止計画を削除した後別件として新規登録することになるのでしょうか？その場合、容量停止計画の提出タイミングは、新規登録し直したタイミングでペナルティの1倍or5倍の判定がされるのでしょうか？	容量市場システムの容量停止計画確認・変更画面から直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」のみ修正可能です。 出力可能容量について、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。 広域受付番号について、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用しませんが、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。 この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。 容量停止計画の提出タイミングは、「@@@作業開始日時」と「@@@作業終了日時」の更新・修正を行ったタイミングでペナルティが1倍or5倍の判定を行います。
25	20	「必要に応じて容量停止計画の登録・修正が必要と判断したエビデンスを提出してください」との記載について、どういった場合に必要となるか。また、事業者の判断でエビデンスを提出しない場合、容量停止計画が登録されないことがあるのか確認したい。	発電設備自体の作業停止等ではなくその他要因（流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等）に伴い電源等が停止または出力低下する場合、必要に応じエビデンスとなる添付資料をアップロードしてください。 なお、エビデンスを提出しない場合でも容量停止計画の登録は可能です。
26	22	（安定電源編にも同様の意見あり） 広域機関システムへの作業停止計画提出時と同様に、容量停止計画を提出した際は、登録結果（OKorNG、NGの場合はNGの内容）についてメールで通知いただけないでしょうか。	正常に登録された場合のみ、メールが送付されます。 「一括登録・変更結果確認画面」にて「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、「エラー情報CSVファイル」の内容を確認して容量停止計画のCSVファイルを修正してください。詳細については、「2.2.1.4容量停止計画の登録結果の確認」をご確認ください。
27	24	電源等差替を実施した場合、容量停止計画は差替元/差替先双方で容量停止計画を提出するよう記載されているが、差替元/差替先が同一事業者の場合も記載いただきたい。	差替元電源等提供者と差替先電源等提供者が同一事業者の場合も、同様に差替元電源および差替先電源の容量停止計画を提出していただきます。 その旨本業務マニュアルに反映いたします。
28	31	流通設備の停止等による抑制・停止についても、容量停止計画提出が必要と読めますが、発電事業者の責ではない抑制・停止について、発電事業者が容量停止計画を提出する理由は何でしょうか。	実需給年度において、供給力の維持に係るリクワイアメントを満たしているかを確認するために提出を求めています。
29	31	広域機関システムに提出した作業停止計画（月間）から変換登録を希望する場合、1つの電源の中に複数の号機がある場合は、全号機の出力で自動的に按分されるのでしょうか？	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目として必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。
30	32	「遮断器情報」とはどのような情報を指すのでしょうか？対象は系統連系点の遮断器もしくは並列用遮断器でしょうか？それとも、配電線連系している遮断器も対象でしょうか？ また、仮に遮断器情報が一般送配電事業者提供されていない場合は提供が必須となるのでしょうか。必須の場合、一般送配電事業者からの通知もしくは発電事業者から問合せをするのでしょうか？	容量停止計画の登録漏れを確認する方法の詳細については回答を差し控えていただきます。なお、容量停止計画のアセスメントに際し、一般送配電事業者に提供されていない遮断器情報の提供が必須とはなりません。
31	32	「容量停止計画登録漏れの確認」について、この章では処理タイミング（対象実需給月の翌月に確認メールがきて第16営業日までに回答）について記載されていないため、こちらにも明記頂けないでしょうか。	業務マニュアル「2.4.1.1容量停止計画の修正」に反映いたします。
32	32	突発的な事故が発生した場合の容量停止計画の提出に伴う作業フロー等を具体的に明示いただきたい。その際、過去の停止実績も含めて、容量停止計画を提出するということでしょうか	突発的な事故により容量停止計画の提出が必要となった場合は、その事故に起因する容量停止計画のみを事故発生日の翌日以降で良いので、遅滞なく提出してください。
33	35	「未登録の正当な理由の代表例：バランス停止中の電源」と記載がありますが、バランス停止している電源が1ヶ月の中で1日でもあれば毎月確認メールが送付され、毎回「バランス停止中の電源」と回答を提出しなければならないのでしょうか？	容量停止計画登録漏れの確認対象については、遮断器情報等を確認し、本機関が個別に判断いたします。バランス停止が1日でもあれば、毎月確認メールが送付されるということではございません。（10月25日先行回答分）
34	38	「容量停止計画提出時期の妥当性審査」は、どういう場合に審査されるのでしょうか。審査される対象の例を記載していただけないでしょうか。	提出された容量停止計画の提出時期や停止期間等を確認し、都度審査いたします。
35	39	停止理由の提出依頼が通知される基準は何でしょうか？また、停止理由の根拠資料は具体的にどのようなものが求められるのでしょうか？これらを具体例で明示頂けないでしょうか。	個別のケースに応じて、停止理由を提出いただけます。 また、「発電設備自体の作業停止等ではなくその他要因（流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等）に伴い電源等が停止または出力低下する場合」については、エビデンスとなる資料を提出いただくこととなります。
36	41	「（異議申立の）審査結果が合格の場合、対応は不要です。」とありますが、不合格の場合はさらには何か対応が必要ということでしょうか？	対応が必要となる可能性があります。詳細につきましては、本機関が送付するメールの内容をご確認ください。

No.	頁	ご意見	回答
37	43	発電上限の登録とは、具体的に何を登録するのでしょうか。 発電上限（供給力）の登録には、調整係数を加味する必要はありませんでしょうか。	本機関にて、広域機関システムに登録されている発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日までに容量市場システムに登録しますので、登録された内容を確認してください。 なお、発電上限・発電計画の登録方法については、以下の資料を参照してください。なお、調整係数を加味する必要はありません。 2024年度以降の発電計画値・発電上限値に関する事業者説明会資料 https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2022/files/20230323_setumeikai02.pdf
38	44	（安定電源編にも同様の意見あり） 「広域機関システムに登録されている発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日までに容量市場システムに登録します」とありますが、一番最後に登録された発電販売計画が採用されるのでしょうか？	ご記載のとおりです。GCの際に提出されている発電上限・計画が登録されます。業務マニュアルを修正いたします。
39	46	各登録期限（容量停止計画・発電計画・発電上限・発電量調整受電電力量）が明示的に記載されていないので、いつまでに登録するか記載をお願いしたい。	各登録期限（容量停止計画・発電計画・発電上限・発電量調整受電電力量）は、「Appendix.2 業務手順全体図」に記載しておりますので、ご確認ください。
40	49	修正登録用のCSVファイル名を「yyyyymm_アセスメント算定諸元_ROO.csv」とすると、異なる電源で同じ命名規則のCSVファイルが複数できるため、「一括登録・変更結果確認画面」で見たときにどのファイルが何のCSVファイルなのか判別不可能になるので、判別しやすくするためファイル命名規則を見直す必要があるのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、ファイル名称に関するルールを整理し、業務マニュアルにも反映いたします。（10月25日先行回答分）
41	50	発電計画・発電上限のファイルが正常に登録された場合だけでなく、正常に登録されなかった場合についてもメール通知をいただけないでしょうか。（58ページ 差替先についても同様）	現時点では、発電計画・発電上限のファイルが正常に登録された場合のみ、メール通知する予定となっております。頂いたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。（10月25日先行回答分）
42	64	「電源が提供できる供給力の最大値」の定義について明確化いただきたい（発電上限値になるものと史料）。	電源が提供できる供給力の最大値について、Appendix3に定義を追記いたします。
43	64	「注3：ペナルティ倍率5倍となる容量停止計画の登録タイミング例」に、前週の火曜日17：00以降提出と記載があります。 具体的な例で言うと、2024年の4/6（土）～4/12（金）の間に容量停止計画の追加・変更がある場合、4/2（火）17時以降の登録がペナルティ倍率5倍という理解で良いでしょうか。（なお、当該コマが「平常時」と判断された時（夜間、休日は除く）とする）	ご記載のとおりです。
44	64	「注3：ペナルティ倍率5倍となる容量停止計画の登録タイミング例」に、前週の火曜日17：00以降提出と記載があります。 翌週が翌月に跨る場合は、前月末の提出期限が優先され、前週火曜日の期限を過ぎて提出しても前月末までに提出すればペナルティ倍率5倍にならないという理解で良いでしょうか。 具体的な例で言うと、2024年の6/1（土）～6/7（金）の間に容量停止計画の追加・変更がある場合、5月末までに提出すればペナルティ倍率1倍という理解で良いでしょうか。（つまり前週5/28（火）の提出期限は無効）	ご記載頂いたケースの場合、2024年5月28日(火)17時以降に登録された容量停止計画は、前週の火曜日 17:00 以降に該当いたします。
45	64	アセスメント対象容量については、発電方式の区分が、水力（自流式）および新工ネ（太陽光、風力）の場合は提供する各月の供給力の認識だが、当該値の1 キロワット(kW)以下の端数を切り捨てたものをを用いる理解でよいか。	変動電源（単独）につきましては、ご記載の通りです。
46	64	貴機関HPで公表している容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要(対象実需給年度:2024年度)14頁に記載の内容を記載頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、業務マニュアルに追記致します。
47	64	ペナルティ5倍判断のタイミングは、登録後の審査完了のタイミングではなく「システムへの容量停止計画の登録」のタイミングで間違いないでしょうか？	ご記載のとおりです。
48	64	「なお、リクワイアメント未達成コマは、小数点以下第16位まで計算しています（小数点以下第 17 位を四捨五入して算出）」と記載がありますが、各コマ毎に四捨五入を行い合算するのでしょうか？もしくは日単位で合算後に四捨五入をするのでしょうか？	リクワイアメント未達成コマの算定の際に、コマ毎にペナルティ倍率をかける前の段階で、コマ毎に四捨五入を実施します。（10月25日先行回答分）
49	68	図4-4画面イメージにて、アセスメント結果詳細情報の一覧に「電源等識別番号」があり「電源等の名称」はないように見えますが、人が操作するインターフェイスにおいては視認性を考慮して、番号ではなく名称にすることは可能でしょうか。	現時点では、電源の名称をアセスメント結果詳細情報の対象項目とする予定はありません。頂いたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。（10月25日先行回答分）
50	70	「異議申立の根拠となる資料」とは具体的にどういったものを想定しているのか、具体例を明示頂けないでしょうか？	異議申立の根拠となる資料は、容量提供事業者のご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控えていただきます。
51	別紙	Appendix2 業務手順全体図（別紙）に容量停止計画の修正・提出期限が「対象実需給月+1カ月 第16営業日」と記載されていますが、急なトラブルによる計画外停止は容量停止計画を事後で提出する理解で良いでしょうか。	急なトラブルによる計画外停止は事後で問題ありません。事象発生の日以降でも良いので遅滞なく提出してください。
52	別紙	Appendix2 業務手順全体図（別紙）に容量停止計画の修正・提出期限が「対象実需給月+1カ月 第16営業日」と記載されていますが、事後提出時のアセスメントのペナルティ倍率は5倍という理解で良いでしょうか。（平常時の夜間・休日を除く）	ご記載のとおりです。
53	別紙	実需給後、事業者起因の登録誤り・漏れによる容量停止計画の修正・提出は事後でも認められるという理解で良いでしょうか。認めれる場合、修正・提出期限はAppendix2 業務手順全体図（別紙）の容量停止計画の修正・提出期限「対象実需給月+1カ月 第16営業日」と同じという理解でよいでしょうか。	ご記載のとおりです。容量停止計画については遅滞なく提出してください。